

昭和二十七年五月九日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長代理 理事遠藤 三郎君

理事平野 三郎君

宇野秀次郎君

川西 清君

坂本 實君

橋本仙次郎君

大森 玉木君

吉川 久衛君

足鹿 覺君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長) 農林事務官 長谷川 清君

(畜産局長) 委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

本日の会議に付した事件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

畜犬競技法案(原田雪松君外四十四名提出、衆法第三二二号)

○遠藤委員長代理 これより農林委員會を開会いたします。

この際原田雪松君外四十四名提出、畜犬競技法案を議題といたし、審査を

進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長代理 御異議なしと認めます。それでは本案の趣旨につき提案者の説明を求めます。原田雪松君。

畜犬競技法案

畜犬競技法

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、畜犬の能力検査を行い、畜犬その他の動物の改良増殖及び輸出の促進を図り、且つ、動物愛護に寄與するとともに、地方財政の改善を図るために行う畜犬競技に關し規定するものとする。

(畜犬競技の施行者)

第二條 都道府県及びその区域内に畜犬競技場が存在する市(以下「市」という。)は、その議会の議決を経て、この法律により、畜犬競技を行うことができる。

2 前項の規定により畜犬競技を行う都道府県又は市(以下「畜犬競技施行者」という。)以外の者は、優勝投票券その他これに類似するものを発売して、畜犬競技を行つてはならない。

(畜犬競技の実施の委任)

第三條 畜犬競技施行者は、その議会の議決を経て、且つ、農林大臣の認可を受けて、畜犬競技の実施を当該都道府県に設立する畜犬改良会に委任することができる。

(畜犬の虐待防止)

第四條 畜犬競技は、出場する畜犬を虐待することになるような方法で行つてはならない。

2 畜犬競技に出場する畜犬は、出場する直前に、政府又は地方公共団体の職員でない獣医師の検査を受け、健康で、いかなる薬品の作用も受けておらず、且つ、出場するのに適しているものであることを証明されなければならない。

(畜犬競技場)

第五條 畜犬競技は、畜犬改良クラブに登録された畜犬競技場で行わなければならない。

2 畜犬競技場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。但し、畜犬競技に出場する畜犬の数のその他の事情を考へて農林大臣が指定する都道府県にあつては、二箇所とする。

(入場料等)

第六條 畜犬競技施行者は、畜犬競技を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

2 畜犬競技施行者は、省令で定める畜犬競技を開催するときは、入場者の各共同募金会に対する寄附金を第一項の入場料に加算した額の入場券を発行することができる。

3 前項の寄附金の額は、入場券一枚につき、十円以内とする。

4 第二項の規定による入場券に

は、寄附金の額及びその寄附金が本條の規定によるものであることを明確に記載しなければならない。

5 第二項の規定による入場券を購入した者は、その購入によつて、当該入場券に記載されている額の寄附金を各共同募金会に寄附したものとす。

6 畜犬競技施行者は、前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく、関係各共同募金会に交付しなければならない。

7 各共同募金会は、前項の規定により寄附金の交付を受けたときは、第二項の規定による入場券の発行のため畜犬競技施行者において特に要した費用を当該畜犬競技施行者に支拂わなければならない。

8 前項の費用の額は、畜犬競技施行者が関係各共同募金会と協議して定める。

(優勝投票券)

第七條 畜犬競技施行者は、一口金二十円の優勝投票券を券面金額で発売することができる。

2 畜犬競技施行者は、前項の優勝投票券五枚分を一枚をもつて代表する優勝投票券を発売することができる。

(優勝投票券の購入等の禁止)

第八條 左の各号の一に該当する場合には、優勝投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 畜犬競技に關係する政府職員及び畜犬改良クラブの役員にあつては、すべての畜犬競技について

二 畜犬競技に關係する都道府県又は市職員にあつては、当該都道府県又は市が行うすべての畜犬競技について

三 畜犬改良会の役員及び畜犬競技に關係する指導員並びに競技の役員その他の畜犬競技の運営に従事する者にあつては、当該畜犬競技について

(拂戻金)

第九條 畜犬競技施行者は、優勝投票の的中者に対し、その畜犬競技についての優勝投票券の売上金(優勝投票券の発売金額から第十一條の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五以上の金額の拂戻金を当該優勝畜犬に対する各優勝投票券にあん分して交付する。

2 優勝投票の的中者のない場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上の金額を、当該畜犬競技における優勝畜犬以外の出場した畜犬に投票した者に対し、各優勝投票券にあん分して拂戻金として交付する。

3 前二項の規定により優勝投票の的中者又は優勝投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

第十條 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、畜犬競技施行者の収入とする。

(投票の無効)

第十一條 優勝投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出場すべき畜犬がなくなり、又は出場すべき畜犬が一のみとなつたこと。

二 畜犬競技が成立しなかつたこと。

三 畜犬競技に優勝畜犬がなかつたこと。

2 発売した優勝投票券に表示された畜犬が出場しなかつた場合は、その畜犬(第一等及び第二等となつた畜犬をその順位で一組として優勝畜犬とする優勝投票法(以下「連勝式優勝投票法」という。))に於てはその畜犬の属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式優勝投票法において同一の連勝式番号をつけられた畜犬を一組とした場合において、表示された畜犬のうちいずれか一の畜犬のみが出場したときは、その組に対する投票について、同様である。

3 前二項の場合においては、当該優勝投票券を所有する者は、畜犬競技施行者に対してその券面金額の返還を請求することができる。

(拂戻金及び返還金の債権の時効)

第十二條 第九條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

第十三條 畜犬競技に出場する畜犬は、第十四條に規定する指導師の訓練を受けたものであつて畜犬改良クラブに登録されたものでなければならぬ。

2 前項の畜犬は、当該畜犬の飼養者の住所地の都道府県又はその区域内に存在する市が行う畜犬競技以外の畜犬競技に出場させてはならない。但し、省令で定める種類の畜犬競技に出場する場合には、この限りでない。

(指導師)

第十四條 畜犬改良クラブの行う講習を修了し、畜犬改良クラブに登録された指導師でなければ、畜犬競技に出場する畜犬を訓練し、又は畜犬競技に出場することはできない。

2 前項の登録を受けた指導師でなければ、指導師という名称を用いてはならない。

(畜犬競技施行者の収入)

第十五條 畜犬競技施行者は、優勝投票券の売上金額の百分の二十五以内の金額を自己の収入とすることができる。

(納付金)

第十六條 畜犬競技施行者は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から優勝投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の規定により納付された金額の中から、犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九條(天然記念物の指定)の規定による天然記念物として指定された動物の保存及び家畜の登録事業等に関し必要な経費として支出しなければならない。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

(畜犬競技施行者の収入の使途)

第十七條 畜犬競技施行者は、第十五條の規定により自己の収入とすべき金額から前條第一項の規定により納付すべき金額及び畜犬競技の開催に関する経費を差し引いた残額の中から、その残額の四分の一に相当する金額を下らない金額を、前條第二項に掲げる事項に關し必要な経費として支出するものとする。

2 前項の畜犬競技の開催に関する経費及び同項の支出の方法について必要な事項は、政令で定める。

(畜犬改良会及び畜犬改良クラブ)

第十八條 畜犬改良会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

2 畜犬改良会は、左の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 社員の数が省令で定める数以上であること。
二 各社員が省令で定める品種の畜犬のうちいずれかの品種のものを所有し、且つ、総社員の所

有する畜犬の総数が省令で定める数以上であること。

三 役員が左に掲げる者に該当していないこと。

イ この法律、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第九十九号)、小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)、モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二十三章(と博及び富くじに関する罪)の罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者、イに規定する者を除き、禁

こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

ハ 禁治産者及び準禁治産者

3 畜犬改良会以外の者は、その名称中に畜犬改良会又はこれに類似する文字を用いてはならない。

4 すべての畜犬改良会は、畜犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録その他畜犬競技の実施の調整、指導師になろうとする者に対する講習、畜犬競技に出場する畜犬の訓練並びに畜犬の改良増殖に関する事項の振興を目的とする畜犬改良クラブを設立しなければならない。

5 第一項、第二項第三号及び第三項の規定は、畜犬改良クラブに準用する。この場合において、「畜犬改良会」とあるのは、畜犬改良クラブ」と読み替へるものとする。

(畜犬競技場内の取締)

第十九條 畜犬競技施行者は、畜犬競技場内の秩序を維持するため、入場者の整理、畜犬競技に関する犯罪及び不正の防止並びに畜犬競技場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第二十條 畜犬競技施行者は、畜犬競技の公正を確保し、又は畜犬競技場内の秩序を維持するため必要があるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 畜犬の出場を停止すること。

二 飼養者若しくは指導師に対して戒告し、又は指導師が畜犬競技に關與することを停止すること。

三 入場を拒否し、又は入場者に對し畜犬競技場外への退去を命ずること。

第二十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に、畜犬競技に関する事務所又は畜犬競技場に立ち入つて、畜犬競技場内の秩序を維持し、その他畜犬競技の公正を確保するため必要な事項につき、畜犬競技施行者に対し、指示をすることが出来る。

2 前項の場合には、農林大臣は、当該職員にその身分を示す証票を携帯させ、関係人の請求があつたときは、これを呈示させなければならない。

(優勝投票券の発売の停止等)

第二十二條 農林大臣は、畜犬競技施行者、畜犬改良会若しくは畜犬改良クラブが、この法律、この法律に基いて発する命令若しくはこ

まず畜犬競技の施行権であります
が、これは、都道府県及びその区域内
に競技場のある市に属しますが、競技
の実施は畜犬改良会に委任し得るこ
とをいたしております。

ここに畜犬改良会と申しますのは、
当該都道府県内の競技の実施、振興及
び畜犬その他の動物の改良増殖等を行
う目的をもつて設立される公益法人
であります。これらの畜犬改良会
は、さらに相集まつて、競技場、畜犬
及び指導者の登録、講習、競技の実施
調整、畜犬の訓練、畜犬その他の動物
の改良増殖等のための事業を行うこと
を目的として、全国組織の畜犬改良ク
ラブを設立せしめることにいたしてお
るのであります。

競技場の数は、都道府県ごとに一箇
所を原則とし、特に畜犬数その他の事
情を考慮して、例外的に二箇所まで設
立することができるようになっておりま
す。

畜犬競技施行者の発売する優勝投票
券、投票方法、禁止事項等に関して
は、大体において競馬の例に準拠して
おりますので、説明を省略いたしま
す。

次に、競技施行者の収入であります
が、これは優勝投票券の売上げ金額の
百分の二十五以内とし、この収入は、
これを次のような方法で支出すること
として、家畜ないしは動物に関する産
業文化の発達に貢献することを期待し
ておるのであります。すなわちまず、
競技の施行者は、政府に対して、右の
収入の中から、優勝投票券の売上金額
の百分の三を国庫に納付します。政府
は、この国庫納付金を犬の伝染病予
防、その他家畜の衛生向上、作業犬の

指導、天然記念動物の保存、家畜登録
事業等に必要経費として支出せしめ
る規定を設けてあります。

さらに、都道府県または市は、その
収入の中から、さきにあげた国庫納付
金と、競技の開催に關する経費とを差
引いた残額の四分の一を下らない金額
を、政府の場合と同種の使途に支出す
ることとしております。しかして、こ
の際相当の金額が地方財政を潤すこ
とができるものと存する次第でありま
す。なお、省令で定める競技について
は、入場料に付加して共同募金会に対
する寄附金を徴し得ることとし、社会
事業に對しても幾分の貢献をなし得る
道を開くことにいたしました。

この種競技に伴う犯罪、不正の防
止、競技秩序の維持、競技場内の品
位、衛生の保持等のためには、農林大
臣その他の者に對してできる限り
大幅の取締り、監督上の権限を付與し
まして、競技の整正円滑な運営をはか
るよう特段の措置を講ずることとい
した次第であります。

以上が本法案のおもなる内容であり
ます。何とぞ慎重御審議の上、すみや
かに御可決あらんことをお願い申し上
げます。

○農林委員代理 本案に對して、質
疑または意見のある方は発言を許しま
す。足鹿君。

○足鹿委員 私は先般の審議の際にお
りませんので、いろいろお尋ねを申し
上げたいことがたくさんありますが、
突然の御提案でありまして、伺つてみ
たい点についてまだ十分用意がありま
せんので、きわめて難題に、ただいま
承りました提案理由を中心に二、三お
尋ねを申し上げ、後日にさらに質疑を

継続させていただきたいと存じますか
ら、委員長においても御了承の上、よろ
しくお願いをいたしたいと思ひます。

この畜犬競技法を施行した場合に、
その利益としてあげておられる二、三
のうち、窮迫せる地方財政に貢献がで
きるといふことを申し上げておられま
すが、提案者の御検討になつておられ
ますところでは、地方財政にどの程度財政
的に寄與することができ、その見
当ないし御構想がありましたら承りた
いと思ひます。

なお競技場の数は、都道府県に一箇
所を原則として、例外的に二箇所とい
ふことになつております。都道府県に
よつても非常にその範囲が違ひますし
一概には申されぬと思ひますが、一箇
所ないし二箇所に限られた理由とい
うのは、どういふわけでありましょ
うか。またこれを施設するには、どの程
度の経費がかかるものでありますか。
それらの点をまずお尋ねいたしたいと
思ひます。

○原田委員 地方財政の寄與の面は、
現在の提案の中では、百分の二十五の
うち国庫への納付金が百分の三であり
ます。残りの百分の二十二のものから
施行費を引きます。施行費を引くとい
うのは、〇・八くらいになります。その
あと四分の一を政府に納めます。いろ
いろな動物の改良増殖等に使用しまし
て、四分の三は地方財政に入れるとい
うことになつておるのであります。と
ころがこれでは少し地方財政の方が少
ないからというふことで、今回修正
案といたしましていろいろ要求が出て
おりますことは、ほかの競技は、自転
車のごときは控除額が百分の二十五、
自動車は百分の二十五、モーターボ

トも百分の二十五、畜犬の方も今申し
上げたように百分の二十五の控除額に
なります。ところがこの中で地方財政
の方に最も寄與します面は、自転車の
方で百分の十七・五、自動車の方で百
分の十七、モーターボートで百分の十
七、畜犬競技におきましては百分の十
九という高率なものになることになつ
ておるのであります。

それから場所の問題であります。こ
れは競走犬といふものがすべて、大
種で間に合ふものでありませんで、相
当訓練もいたさねばなりませんし、ま
た競走犬といふものの輸入も盛んに行
われておりますが、外貨を獲得しなけ
ればならぬ場合に、そうたくさん日本
が買入れてやるということも思うよう
に運ばない。むしろこの点は内地の、
つまり国内産の競走犬を訓練によつて
つくる必要があるもので、その
の頭数等の関係から、何箇所もやつて
はおそらく收支のバランスがとれない
ことになつてしまいます。だから法律の中にも
うたつております通りに、省令で定め
るその頭数によつて出場犬がきまるこ
とになります。そういう点から考えま
して、こういう競技といふものは、お
そらく都会で一箇所ないし二箇所、地
方ではおそれるべきない場合が多いと
思うのであります。だからそういう場
合をおもひながらしまして、競走犬の敷
等をよくならみ合せまして、それによ
つて一箇所もしくは二箇所ということ
に定めたのであります。

なお競走場の施設の問題でございま
すが、これは理想的につくります
と、外国にならつてやりますと、たい
へん金がかかるのであります。私
どもは、むしろ競輪場等のスタジアム

を利用して、これによつて施行が可能
であらうといふことを考えておりま
す。そういたしますれば、少しの改
造によつて、現在設置しておられま
すところの競輪場の利用度を高めて、そ
れによつてこの競走が行われるとい
うことになつて、大した費用はかか
らぬのじやないか、さうに考えて、
なるべくさういふ方面に持つて行きた
いといふことを考えておる次第であ
ります。

○足鹿委員 競技場を利用するとい
うお話であります。さうでない場合、
専用の畜犬競技場としての施設をや
うとした場合には、どの程度かかるの
でありますか。

○原田委員 大ざつぱな見当で、数字
はここに持ち合せておりませんが、大
体三千万円程度でござい、こういう見
解を持つておるのであります。

○足鹿委員 次に畜犬競技の施行権と
いふものと、実施面、いわゆる畜犬競
技施行者といふものがわかれておりま
すが、この畜犬競技の施行権は、都道
府県及びその区域内に競技場がある市
が持つておることになるのです
が、この施行権を持つておる都道府県
や市が、競技施行者、すなわち畜犬改
良会というものに委任をして事業をせ
しめるのであります。

○原田委員 お話の通りであります。
○足鹿委員 そうしますと、事実上
において県なり市は施行権を持つてお
るというだけで、みずからはやらな
い、畜犬改良会だけにやらせるとい
う結果になるわけですか。

○原田委員 県みずからがやつても
いいのであります。県みずからやると
いうことは、事実上不可能であらうと

思う。犬を飼つておる人の団体の諸君が、そこで畜犬改良会をつくりまして、その改良会に県が委任をしてやる以外には、おそろくできない。ちやうど競馬の施行と同じで、国がみずからやる。県がみずからやる。といひたしましても、やはり犬を飼つておる、馬を飼つておるのは個人でございますので、この個人の人たちが寄り集まつて、そこに畜犬改良会をつくる。その改良会をつくつたものに施行権を委任するといふ以外には方法はないのじやないか、さうに考えたのであります。

○足座委員 この畜犬改良会の構成はどういうものでありますか。たとえば犬を飼育しておる人であるとか、あるいはこれに関連をする業者であるとかいう者がちろん入ると思ふのですが、この場合に、都道府県みずからこの畜犬改良会の中に入つて行くのですか。一体これは個人が中心になつて畜犬改良会というものをつくるのですか、その構成については何か別にお考えになつておるところがあるものでありましようか。その構想を承りたい。

○原田委員 県みずから入るといふことは考えておりません。犬を所有する者、早く言ひますと、犬を所有しておつて競走訓練をやる者、つまり犬を飼育しておりますと有資格者で、さういふメンバーが集まつてクラブをつくる、これが民主的だといふふうに考えておるのであります。県がそのメンバーといふことじやなくて、県は施行権は持つておられますけれども、メンバーの中に入る資格はないといふふうにお考え願つてよろしいと思ひます。

○足座委員 そうしますと、この改良会といふものは、組織する者が出資をして、結局改良会といふものを構成し、事業の施行に必要な経費もそれであつて行く、こういうわけですね。

○原田委員 改良会といふものができ上りまして、これが資本的の裏づけがなくて、自分らで競技場をつくることのできないといふような場合は、別途の会社組織でやつてもよろしい。あるいは県が持つておいて、施行権と貸與権を持ちまして、場所の料金をとつて県が経営してもいい。だからそのメンバーの方が自分らで出資をやること望ましいのでありますけれども、あるいはさういふことが可能でありません場合があるときは、さういふものと協調してレース場をつくることにしてよろしい、さういふ考えであります。

○足座委員 そうしますと、この畜犬改良会といふものは、県から委託を受けて事業の施行者になるのであります。みずからは競技場の施設に対する投資はやらない。別に出資者を求めてやつて行く、さういふことになりましても、畜犬競技の施行権が都道府県にある、畜犬改良会といふものは、出資もほとんどやらない。ただ単なる公益法人で何か競技場というふうなものに終り、他に一つの大きな資本力を持つたものが株式会社をつくつてやつてもよいといふことになると、実問題として、これにわたつていない第三者が競技場に対する実権を握つて来るという結果が出て来るでしよう。さういふことが、はたしてこの畜犬競技法案に盛り込んである公益性と申しますか、さういふものに運営上合致できる

とお考えになつておるのですか。私は今、實際上の運営とこの法案の目的とは、相当違つたものがさういふ面に出て来はしないかという印象を受けたのですが、その点原田さんの御感想はどうでしよう。

○原田委員 先ほどもお答え申し上げましたように、原則的には、この畜犬改良会といふものがレース場からすべのものとまでやるのを建前としております。しかし、それがもし資本的の裏づけが貧弱であつて、どうにもやれないといふ場合には、他に会社をこしらえてやつてもいい。私どものねらいは、第三者にさういふものを奪われるといふことは、從來から私どもの考えである通り、ボスの跳梁を許さないといふ面から申しますれば、その改良会自体が出資をしてやるのを原則としておるわけでありま。もしそれができない場合は、もちろん改良会といふものの了承を得て、出資をする者があればそれはやつてもよろしい。さういふわけで、別に会社の組織を奨励しておる意味では絶対にありません。建前は改良会といふものが実施面を持つておる限り、できる限りそれらの出資によつて構成をする。しかしながら、これは県あるいは都において、その場所をつくる、さうして施行者に貸與することのできるものであります。その二面からして、いづれにしてもボスの跳梁等の介入を許さないといふことに目標を置いておるわけですが、説明の足りない点があつたかも知れませんが、本来のねらいはそこにあるのでありますから、さう御承知願ひたいと思ひます。

○足座委員 理想はさういふふうにお考えになつておつても、実際上はこの畜犬改良協会といふものは無力なものになるさういふ点があると私は思ひます。従つて県でもない、都でもない、市でもない、改良会でもない第三者が実質的にはこれを牛耳つてゐる。しかも資本力のあるものが牛耳つてゐるといふことで、この運営上非常に危険性があるのではないかと私は思ひます。いわゆる公益性の問題よりも、結局利益追求の経営が行われる。そのためには、当初に掲げてある本法が目的としてゐるような問題が、実際の運営においては軽く取扱れて行くことになると思ひます。さういつた点では、原田さんのお気持は一応承りましたが、この点についてはまだ相当問題が残るのではないと思ひます。

それはそれといたしまして、この畜犬改良といふものは都道府県単位にできるわけですか。さうすると全国組織の畜犬改良クラブといふものをこの畜犬改良会が寄つて組織するわけですね。さういふことになりま。都道府県の畜犬改良会といふ名称でありますし、全国の組織は畜犬改良クラブという形になります。この全国の畜犬改良クラブといふものの性格、その構成といふようなことについてはどういふことになるのでありますか。

○原田委員 お説の通り地方の畜犬改良会といふものは、地方が自主的に資格のあるものにつくり上げた改良会、これが都道府県の中から全国組織の改良クラブといふものにメンバーを送りまして、それによつて中央の団体が構成される。天くだり式でなくその地方々々から一たとえば一県から二人なら二人、三人なら三人の代議員から代議員をつくりまして、それが中央

で会合をやる、その中で構成いたしましたから、その中で理事が何人できるとか、あるいは会長がどうとかいふようなことがまた省令によつて定められて、そこに確實なものが現れて来るといふわけなんでありま。だから上からつたものを下に流すのではなくて、各県の改良会といふものができ上りまして、改良会から代表者が出て中央団体をつくるという行き方です。

○足座委員 私もまだ法案自体の検討が不十分でありますから、あまり細かいことについては後日に譲りたいと思ひます。

次に競技の実施についてのいろ／＼な点であります。元来射撃心をそつて行くといふ点につきましては、他のいろ／＼な同種のものとは異なりはないのであります。この種競技に伴う犯罪とか不正とか、競技秩序の維持とか、競技場内の品位、衛生の保持といふようなことができるようになつております。このレースの施行の上に、たとえば不正防止といふような言葉が使つてあります。予想される不正といふのは一体どういふことですか。馬の場合なんかは相当やおちよるんかあることも聞いております。競輪の場合もさういふ非難も相当聞いてゐるのであります。犬の場合はどういふことが予想されるのですか。犬にもやおちよるがあるのですか。

○原田委員 絶対にないといふことは言えないことがあるわけなんです。さういふことかといひますと、競走前に競走犬は一緒に集めまして管理をして出すのでありますから、その点はあります。この法律の中にもさういふ目

的をもつて注射をする、あるいは故意に水を飲ませるといふようなことで競走力をそぐような面が、生理的にいくらでも現われて来るのがあります。そういうものを大体意味しましてその他は競馬その他と同じものであります。

ことに罰則というものを嚴格に言ひたわけではありませんが、競輪等で從來トラブル等を起した例もありますので、場内の秩序ということに対しては、諸外国の例でもそうやつておりますので、これはこれだけの取締り方法

をうたつて置く方がよろしいというよりなこと、こういうようにしておりますので、やおちようというようなものとはこれはほかに比べて絶対ないということは申し上げられませんが、今申し上げました程度で、薬品による操作であるとか、あるいは飼養管理による操作というものがあつて得るかもしれないということをおもひつかつた結果が、こういうことをうたつたわけでありまふ。その他にやおちようのあるということは一応考えられまふ。

○足置委員 犯罪の防止であるとか、不正の防止あるいは競技秩序の維持であるとか、競技場内の品位、衛生の保持というようなことがありまして、それに對しては農林大臣が大幅の取締り権限を持つておられるようにうたわれてありますが、しかし實際上において、その権限は都道府県知事に移譲されて、都道府県知事がこれを監督し、権限をもつて取締つて行くというふうに解釈するのでありますが、別に何かこれに對しては、農林大臣が特別な一つの監督機關を設けてやるのでありますか、その点はどういうふうになるのですか。

○**原田委員** それはただいまお話の通り、農林大臣が監督いたしますけれども、治安維持に当つては地方長官に委任をしてやる、こういう建前であります。

○足鹿委員　いろいろまだお尋ね申し上げたい点がありますが、私自身も検討が不十分でありますので、後日の際に法案そのものの條文の具体的な御質疑を申し上げたいと思いますが、全体的な点につきましてはこの程度で打切つておきます。

○遠藤委員長代理 次は竹村君
○竹村委員 大体提案理由につ

ましたので、私がこの際聞いておきたいのは、こういうような競技法案、あるいはこういうものがいろいろ／＼な形にあって、たとえば競輪あるいは競馬、おいて、たとえ競輪あるいは競馬、そこへこういうものが出て参りますと、どうも国民の中に非常なとばく的な熱、いわゆる勝負によるところのこういう気風をあふつて行くことになるわけでありますが、元来競輪さ

のものについても国民に非常にとばく心理を旺盛にさせ、いろ／＼家庭の悲劇その他のものが問題になつて行く際であります。この目的とされるのは、一応地方財政を潤おすということになつておりますが、それ以外に、もつと根本的なそういうものを助長して行くといふような方法を考えることが一番必要だと思ふのですが、一体こういうことをやらなければ、政府の方では犬の伝染病予防とか、あるいは家畜の衛生向上をやれないような状態にあるのですか、この点をひとつ政府の方から伺つておきたい。

○長谷川政府委員　家畜の伝染病予防

等に關しましては、御承知の通りに家畜伝染病予防法等の規定もございまして、いろいろの手段を盡しておるのではありませんが、今お話のありました犬を中心といたします、特に狂犬病等に対しまする国家の助成施設というものは、現在のところ財政の都合で十分に行つておらない現状であります。この法案にありますような、動物に關しまする天然記念物の施設の維持保護をするというふうなものにつきましても、これは農林省の所管ではございませんけれども、必ずしも十分でないとい聞いている次第であります。

○竹村委員　ところが大抵狂犬病の予防等は、結局犬を飼う愛犬家が自分の犬を狂犬病にかからさないようにするために、みずから費用を出してやるのが当然であつて、これに対していつた費用はその者にかけてやつた方がいいので、いやだつたら、犬を飼わなければいいと思うのです。従つてそういうことを口実にどん／＼賭博心理をおおつて行くというところに問題があるとい

思うのです。また現在そういうふうによつておられると思うのです。従つて野犬の点についても問題になつておりますが、野犬なんかがふえる。それには当然野犬狩りをやられてどん／＼屠殺して行くという方法で片づけて行けば、問題は解決して行くのではないかと。そういったしますと、ここでは大体百分の三を国庫に納めることになつておりますが、こういう諷刺ができません。てやつて行けば、国民各階層がこぞつて行くようになると思ひます。そうしますと、大体はわずかな金でそういう勝負をやる人の心理を満足させて、その上でその人の金をまき上げて政府の

施策をして行く。こういうことは社会的にいろいろ政策的に考えましても、実際は大衆から金をまき上げて行く、しかもそれで政府は天然記念物とかその他の施策をやつて行くことになるのですが、そういう方法をとらなくても、もつと金の出しようはあると思うのです。従つてそういうような方法で、どん／＼国民の嗜好につけ込んで大衆から金をまき上げて、そうして日本政府の施策の一端をやつて行く。それではおもしろい政治ではないと思ふのですが、ひとつの政務大官から、この点について根本的な説明を伺いたい。

○要項 府府委員 たたひまの御覽聞
お答えいたします。狂犬病の予防であ
るとか、あるいはまた天然記念物にな
つてゐる鳥獸類その他の保護とかいふ
ふうな点は、何もこの畜犬競技によつ
て得た収入でなく、別な面からといふ
御説もつともであります。別にこの
競技があるなしにかかわらず、そうい
う仕事は政府が大いにやらなければな
らぬ筋合いのものだと考えております

が、現段階におきましての政府の財政という面から見まして、そういうつな問題にまで必要とする予算を十分に作れない。従つて思ひ切つた、徹底した施策ができないということとは、これまた事実であります。その問題と競技の問題とは一応切り離して考えたいと思ふのであります。ただこの競技の問題は、賭博行為その他が原則的に絶対にいかなぬということならば別でありますけれども、現在競馬もやつておれば競輪もやつておる。われ／＼そう好きなことではありませんけれども、いろいろそういうものが実問題としてたくさんあるのであります。そういうい

点から見ると、大をリリースさせるといふようなことは一番罪の浅い、また先ほど提案者の原田君の説明にもありませんたように、やおちようなどもほとんどないという話を聞きまして、娯楽としてみれば一番健全な方ではないか、原則的に賭博行為は全部いかぬということになれば別でありますけれども、国民の好む、また健全な娯楽としては、あえてこれをやめる理由も十分ないといふものに對しては、一応国家が認め、おけるわけでありす。そういう観点からこれを見ると、今まで人類と最も親しく、一緒に共同生活をおつた動物と云ふのは、

い。これはりくつ抜きにかわいいのであります。すのかわいひ犬が現在の国民生活の中に健全な意味での潤いを與えてくれ、一緒に楽しませてくれるといふことになれば、これはあえてそんなふうに肩を怒らして反對するほどのものでもないと思ふのであります。実は子これらの点がものゝ見方でありましようけれども、私どもとしては、そういつ

た健全な娯樂、ましてやあのかわい
犬がレースをしてわれ／＼を喜ばせ、
貧乏な日本であつても勤勞大衆までが
氣樂に樂しめるということならば、こ
れはあえて反對するほどのことはない
と私個人としては考えております。な
おそういうことによつて零細な金が得
られ、それが一部國家の收入となつて
使われる場合には、伝染病の予防によ
なり、あるいはまた天然記念物の保護や
成等にも役立つというならば、これま
たまことにけつこうであらう。農林省
の立場から見ますと、予算面でも今まで
十分でなかつた点を、レースによつて
いかほどかでもそういう目的にかゝる

る収入が財源として得られるならば、まことにけつこうなことを考えておるのではありません。賭博行為云々の問題は、また別の問題であらうと思ひます。一應私の見解を申し上げておきます。

○竹村委員 提案者に伺つておきたい。実は私の法案をまだ十分見ていないので、あるいは私に間違ひの点があるかもしれないが、この法案を見ますと、たとへば県に一箇所の競技場を設け、そして県並びにその所在市が施行者になる、こういうことになつております。そういうしますと県の中に五つも六つも市があつて、あるいは例外としては二箇所でできるかもしれないが、たゞ／＼一箇所に設けられて一つの市がその主権者になる。そうすると県なり市がその施行者になるのです。が、あとの当該市にならない、競技場のない市は全然こういうことをやれない規則になるのですか。

○原田委員 その前に先ほどの次官からのお話で次いで私責任者としてお答えしておかなければならぬことは、賭博行為をやらなくてもいいじゃないか、現に狂犬病予防法というものは個人の金を取上げて自治をしておるのではなからうか、これは重大な問題と考へます。この狂犬病予防法をつくりましてやつた結果は、竹村さんも愛犬家がよく御承知だと思いますが、非常に負担が重なり、なせ重いのかといふと、登録料を出す。それに注射料を二回出す。それに注射済証の証票をもらう。その他にまだ畜犬税をかけることもあります。そういうところは一頭犬を持つておると九百円から千円の負担をする。また少いところで六百五十円から七百

円の負担をしております。これではせつかくつくりました恐しい狂犬病予防法の目的達成ができないうらみがあるのではありません。先ほども申し上げましたように、登録犬が約百五十三万五千あります。これは登録を受けたもののみがこれであつて、登録を受けたものには、確かに二倍か三倍おる。負担が重いために、予防週間等にはつけないで出さない。登録料が高いから出さないといううらみがあるわけでありまして、これをどうしても徹底して、狂犬病というものを国内からなくすためには、野犬撲殺、つまり野犬の掃蕩、こういうものに力を入れなければならぬ。ところがこれは相當な金もかかるのであります。結局注射料等の負担も少くして、すべてが登録を受けて、雑犬を淘汰するということでは掃蕩ができて、こういう大きなわらいを実は持つておるのであります。

もう一つは、先ほどもお話がありました通り、犬には登録事業というものは完備してありません。これがために頭数の統計等もはつきりいたしません。これに相當の助成をいたしまして、世界水準の登録事業をつくらなければならぬ。日本は非常に欠陥があります。ところが日本のシェパードは對外的に重要な位置を占めております。現に毎年五百頭から六百頭の犬が軍用犬として南方地域に輸出されております。本年からは警察予備隊にも相當数が入ることになります。あるいは極東軍の方でも相當の犬を買い出すことになりまして、そういうことになります。竹村さんの方ではおきらいかもしれませんが、結局警察犬として、軍用犬として利用価値がどん／＼高まつて

来ることは事実であります。そういう面からいたしまして、どうしても犬の登録事業の統制と、繁殖助成というものの改良、振興に金を向けなければならぬ。犬の行政をやりますには、やはり大から上つたもので行政をやらなければ、政府は見えてくれません。ただ鶏の輸出の問題でさえ補助いたしませんので、非常に困つておる状態でありまして、こういうものに有効、適切にこの利潤を使つて行きたいというわけでありまして。

さらに賭博行為でないということも申し上げられませんが、いわゆる健全な娯樂で、われ／＼は、これを見て楽しむという方向に導いて行きたいという考えを持つております。しかも各競技に比較對照いたしまして、諸外国の例を見ましても、必ずや全国でも他の競技は放棄いたしまして、これだけは高揚するのではないかと自信を持つております。その点はぜひ委員の方の御了承を得まして、これが実行のあかつきに成績を上げ得ることをごらん願ひたいと思つております。

それから第二の問題で、幾つも市がある場合に、二箇所で困るのではなからうかといふことですが、これは五大都市は別として、その選振権はその地方の都道府県でお話合ひになります。それによつて農林大臣が、その要素を備えて、しかも完備した組織であれば、そこに持つて行かなければならぬ。だからそこまではあるいは取残される市があることも事実であります。これは何といつても夜間にやる、あるいは日曜にやりますので、晝の勤務時間には何ら支障のないように、諸外国ではやつておりますから日

本もその例にならつて、日曜なりあるいは土曜日の午後からまたは夜ということ、家族同伴で、夏ならばゆかたがけで子供とともに楽しむという立地條件のいい所であれば入場者がないわけでありまして、それはその地方地方によつて選振権がありますので、選振権のある者が申請いたしまして、農林大臣がその適當なる所を指定する、こういうことであります。また法案の内容をよくごらんではないと思ひます。いろいろ／＼なところに質問等が起つて来ると思ひますが、先ほど足鹿委員のお話のこともほとんど條文の中にうたつてございますから、どうかさう御了承願ひたいと存する次第であります。

○竹村委員 そこで私はもう一つ聞いておきたい。今の説明によりますと、大体土曜の午後あるいは日曜あるいは夜間、勤務にさしかかえない程度に家庭娯樂として家族連れで行けるような方法が望ましい、こゝ言われておるのですが、それは法案に開催條件としてあるいは施行する場合の條件として、開催日は土曜の午後あるいは日曜あるいは夜間に限るといふように施行規則が何かできめられるのでございませうか、その点はどうか。

○原田委員 それは地方の地域的な情勢によりまして省令で農林大臣がきめることになつております。

○竹村委員 それからもう一つ、さつきのことでもわからぬのです。もちろん適當な市に設けられるのは當然ですが、県で一箇所、例外としては二箇所、こういうことになつております。そこで私の聞きたいのは、もちろん設けられるのは適當な場所に設けられる

のですが、その所在する市は施行者の一人に入れるが、それ以外の市、競技場を設けない市は全然施行者として加わるわけには行かぬのですか、それはどうですか。

○原田委員 加わることはないかぬというわけではあります。御協議になりましたら協議ができればいいですけれども、幾らも認めることができない原則的な條文がございまして、おそろく限定した範圍以外にはあり得ない。しかし付近の市が、話し合つて共同主催としてやろうということならばこれはまた別問題であります。それはさうやられてもおそろく施行の面には何ら故障がありませんので、私のところはさつきつかえないと見ております。

○竹村委員 私は実は法案をよく見てからもう少し質問してみたいと思ひます。今その間がありませんので、次の機会に譲りたいと思ひます。

○選振委員長代理 平野君。

○平野委員 この法律案はすでに前国会に提案されまして、本委員会において徹底的に質疑が行われ、文字通り慎重審議をいたしたのであります。前会においでより議論が盡きておると思ひますが、今回は修正された部分がありますので、先ほど提案理由の御説明がありました。が、かわつた点をこの際もう一度明確にしたいのでございまして、その点だけ承つておきたいと思ひます。

○原田委員 第二條に市を入れたことが一つ、それから社会事業として共同募金を入れたことが今度の改正であります。それから附則の、輸入犬は当

分の間出場禁止としておりましたが、省令で定める期間内は出場を禁止するといふように改めました。

○遠藤委員代理 他に御発言がなければ、本案に対する質疑は次会にこれを継続することにします。

○遠藤委員代理 引続き、これより農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案、農業共済基金法案の三案を一括議題とし、前会に引続き、質疑を行います。吉川委員。

○吉川委員 農業共済の問題については、今まで同僚議員よりいろいろの方面から問題が提供されておりますが、十三日ですか、公聴会をやられることになっておりますので、その公聴会の経過によつては私は詳しくお尋ねをしたいと思ひます。ただいまはごく数点だけとりあえずお伺いをしておきたいと思ひます。

この共済事業については、私各地をまわつて最も納得のできない問題があるのです。それは社会党の井上委員からもお尋ねのあつたことに關連してですが、この評価の問題でございます。評価委員の選出方法をどういふようにやつておられますか。それをひとつお尋ねをいたしたい。

○小倉政府委員 評価は組合がやるという事になっておりますが、それをやる場合に約二十名ないし二十五名くらいの評価委員を選びまして、その委員の検見を中心とした評価をやつておるわけでありまして、委員の選び方は特段の指定はないといふことですが、村の篤農家あるいは団体の理事者といふたような方を評価委員に選んでおるのであります。

○吉川委員 その評価委員が村の中から選ばれていて、関係から、その村の災害の評価にあつて、私どもの納得の行かない行為が見受けられるのです。そういうようなことについて農林省当局は御案内だろうと思ひますが、たとえて申しますと、共済掛金をかけただけのものであり、その掛金をかけたなら、そういうことのできないような委員では委員の資格がないといふようなことが問題になり、その村内の関係なので、情実等にこだわつて、また村の中に御座る委員の名を願ひして、はなはだ私どもの納得の行かないような評価が行われてゐる。こういうことは農林省としてはよく承知していられると思ひますが、そういう問題について、ただいままでどういふような指導監督をしておいでになるかといふことが一点であります。それから評価されたものが県の連合会へ参りまして、県の連合会から農林省へやつて来るまでの間にだん／＼に査定を受けて、今度は実際に共済金が農民の手に届くまでは、当初の評価のときとたいへん異なつたものになるという事で、系統機關を非難するといふのが、非常に對して非常に非難の声を現実に起きているわけでございますが、そういう問題について、農林省はどういふようにお考えになつておられますか。この二つをお答え願ひします。

○小倉政府委員 損害評価についての監督の点が一点でございますが、これは何と申しましても、村内の人が評価するのであるから、おのずから甘くなるというのが人情でございます。御質問の点はさもあると私も存するのであります。従ひましてその点につきま

では、損害評価をいたします場合に、できるだけ支部の評価委員も参加するといふような措置を講ずるのが一点であります。もう一つは、損害の評価をいたします場合、ある部落に行く場合には、他の部落の人が行く、三人なり五人が一つの評価班をつくりまして、その部落の人が加つて評価するといふことにいたしまして、自分の部落の評価を自分の部落の損害評価委員がやるというやうなことをなるべくやめるといふやうな道も加えてやつております。

かようにいたしまして公正な評価ができるようにいたしますとともに、第二点として御指摘のやうに、支部なり連合会ないし農林省が評価自体を監査ないし査定をすることがどうしても必要になつて来るわけでありまして、その場合に、査定のやり方につきましてもいろいろ非難があることも御指摘の通りと思ひますが、それは何と申しましても、組合自体が評価いたすわけでありまして、どうしてもそれを審査することが必要になつて来るのであります。その場合に、私もがいたします場合には、単に机の上で筆をなめつて査定するといふことではもちろんありませんで、一番大きな材料といつたしましては、作物統計の關係で調べておられます被害調査を一つの基準として査定を加えて、なお連合会なり支部なりが、被害の発生したときになるべく現地を見るやうにいたしておられますから、そういう連合会なり支部が見たところの結果から判断するといふやうなことも加えて査定をいたしております。

○吉川委員 實際問題として、かけた

だけ支拂いを要求するといふ組合員の要請に評価委員がこたえて、そこに不自然なものができているといふことは現実にあるのです。そうしてまたそのほかに、どうしてもとつたものだけがもうけだといふやうな考えから、必ず災害になるといふやうな塩田や、非常に地力の少い貧弱な鹽田等に作付をし、そして振替をして共済金をとるというやうなことが事実行われてゐるのです。おそらく農林省ではそういうやうな点まで詳しく御存じないのでないかと思ひますが、とにかくたいていま行われてゐる共済制度は終戦後特に私どもの了解に苦しむやうな運賃がなされてゐるという事について、農林省の監督あるいは指導が非常に不十分であるやうに思ひます。こういう理想的な共済制度が、運用の拙劣なために今後の事業の発展に重大な支障を招くやうな状況にあるのですが、これは政府としては十分考えなければならぬ重大な問題であるやうに思ひます。こういう今後の運用等について一体どういふやうにお考えになつておられますか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、一つは掛金を回収するといふたやうな意味において損害評価が曲げられてゐる。なお具体的に他の一点といたしまして、いわば常習の被害とかいふやうな所が共済金の受取り対象になつておられて、不合理な点が存在しているやうな点も遺憾ながら存在しているやうに私も認めざるを得ないと思ひます。その点につきましては、これは、制度の運用として

は将来かように考へて行きたいと思ひ

ます。すなわちさうな無理が起きます一つの理由は、共済金額なり掛金率

が必ずしも現実に妥當しない。今のやり方は町村といつたところまである程度再分配いたしておりますけれども、それもある程度でございます。もつと共済金額なり掛金率を個別化するといふことで、町村内部の田畑の被害率、従つてまた共済金額、あるいは基準収量をもつと精密にだん／＼とやつて参ることにしまして、かけ捨てになるといふたやうな觀念もだん／＼なくなりまして、また共済の引受をある程度免れて、特に危険の多い所だけを申告し、危険のほとんどない所は申告しないといふやうなことにやつて、共済事業の運営がうまく行かないといふこともなくなる。年度を重ねるに従つて統計も整備して参りますから、保険金額、掛金率といふやうな面の個別化といふことに重点を置いて施策して参つたならば、今御指摘のやうな若干の弊害を漸次是正できるのではないかと考へておられます。

○吉川委員 局長のお考えは非常に理想的でけつこうですが、技術的にさういつた問題は非常にむずかしいのではないかと申す。實際にさういふ理想を貫かんとすれば、今の農業共済がやつておる仕事は、あまりに私は広汎ではないかと思ひます。そこで今の段階においては、ある共済対象の物件については強制共済はやむを得ないと私は思ひますが、さうでない任意的なものについては、農業協同組合法の第十條第八項で協同組合でできるやうな形になつてゐるので、この際切り離して、農民の自主的な立場でやらせるやうなやり方がむしろ妥當ではないかと考へ

るのですけれども、その点については局長はどう考えておられますか。

○小倉政府委員 共済事業のうち、いわゆる任意共済についての御所見であります。これは協同組合が担当いたします場合でも、共済組合が担当いたします場合でも、もちろん自主的にやつておるわけでございまして、その点については取扱いを極端に異にするというつもりはありません。ただ異なつた団体が同じような仕事をやり得るという制度のもとでは、いたずらな混乱な

り、競争が生じて、結局は農民のためにならぬのではないかと、このことではあります。私もさうな点はあろうかと存じます。ただ現在の両制度を比較してみますと、両方とも一長一短がございまして、協同組合で共済事業をやる場合にも若干の長所と若干の欠点があり、補償法による共済組合でやる場合にもやはり若干の欠点と若干の長所がありまして、現在の制度でもつてどちらがベターであるかというところは、もう少し事態の推移を見るか、あるいはどちらかの制度を改正しなければ、今ここで任意共済はどちらが主としてやるときめることは困難ではないかと考えております。

○吉川委員 局長の考え方は非常に消極的なんですが、共済組合が強制共済をやつていたという関係で、共済組合から家屋なり事務所の建物なりの共済を申し込まれたときには、強制共済との錯覚を起して、非常に封建的な農村においては、共済組合の言うことだから聞かなければならないというふうな事例がたくさんあるものであります。だから農村の民主化のためには、やはり任意的な協同組合が任意共済をやつ

て行くのだという形にした方が私はベターだと考えておりますので、この問題についてはあとでゆつくりお伺いしたいと思いますが、そういうふうな観点で政府は御検討願いたいと思ひます。

それから折々共済組合が全国的な大会を持たれる。これは共済思想の涵養、宣伝のために非常に私はけっこうなことだと思ひますけれども、そのために下部機関に対して相当の負担が加重されている現状であります。そのために共済組合に加盟することを快く思わない組合員が相当たくさん出て来ている。こういう現実を政府はどういうふうにお考えになりますか。事実共済金以外にいろいろの賦課金が課せられて、農民の負担が必要以上に増加されているのであります。しかもその金の支途等についていろいろの非難が行われておりますが、そういう問題についてどういうようにごらんになりますか。

○小倉政府委員 共済組合関係団体の事務費についてのお尋ねでございますが、これは今申されましたように、相当重要な、いわば強制保険を担当しております関係上、一方において国が掛金につきましても約半額程度の支出をしておるわけでございまして、なお事務費につきましても、国庫の方から、本年度にいたしまして約十八億ばかりの事務費を補助いたしておるのであります。しかしながらなおかつ事務費が足りませんで、結局は農家から徴収するといつた部分が、国庫補助のほかに、なお最近のところではおそろく半分くらいあるのではないかと、そういうふう

な事務費が、いわば無用なことに使われることになりましてははなはだ遺憾なことではございまして、私もそれはさういふ点のないように努めて参つております。

なおお話の大会でございますが、最近御承知のように、共済制度についていろいろ改正がございまして、連合会長会議、それらのものを一、二度農林省で開いたことがありますが、そのほかに私も特別に大会といつたようなことを開くように懲懲したことでもございまして、さういふことによつて農民の負担が増加するということになりますと、はなはだ遺憾なことではございまして、御指摘のようなことのないように努めたいと思つております。

○吉川委員 政府が共済大会を懲懲されていられると思ひますが、事實はあつて、だからさういふことによつて、その事務費等が組合員である農民に賦課され、農民の負担を増高させることは、共済事業の将来の発展のために非常な支障を来すので、これが監督の立場にある農林省としては、十分関心を持つていただかなければならぬと思ひます。懲懲してないからかまわないといふことでなしに、もつと積極的な指導をしていただく必要があるのではないかと私は思ひます。それから国の支出に対して組合員の受取分がきつめて乏しいのです。その内容を調べてみますと、どうも途中で消えてなくなつていような形跡がたくさんあるやに聞いておるのでございまして、何かそれについての詳しい資料が政府にありましたら、それをひとつ見せていただきたい。私どもの聞くとこ

ろでは、中間で食べ物になつたり、宴會費になつたりいろいろになりまして、實際農民の手に入るものはわずかで、あるという声を至るところで聞かせるのですけれども、さういふ問題について何か納得の行くような、証明のできる資料を拜見したいと思ひます。

○小倉政府委員 今のお話は、共済金の的確に農民に渡つておるかどうかが、このことに関連されてのお話だと思ひますが、共済金が農民に的確に渡つておらないといふことは、実は私も直接村の方から聞くことがございまして、その理由をいたしましては、一つは今お話のようなことがわしい点がまつたくなつたといふ保証は私どもいたしかねるのでございまして、さういふことよりもつと大きな原因は、おそろく共済組合と協同組合との関係から生じて来ているのではないかと、思ふのであります。すなわち共済金が共済組合に入つて来るといつたような場合に、直接その現金を組合員に支拂わずに、その組合員が協同組合に対して持つていく負債の償還に充ててしまふといつたようなことが行われてい

るのではないかと、思ふのであります。現実にはまたさういふことを行つてい

るが、あるやうであります。それがはたして妥当かどうかといふことになりまして、実ははなはだむづかしい問題であります。私もさういふ問題では、全然さういふことをやらずに、共済制度の性格にかんがみまして、なるべく現金がそのまゝ農家の手元に行くようにいたしたいと思つております。さういふ指導もいたしておりますが、しかし一つは協同組合のこともござい

し、ことに農業手形といつたような関係になりますと、直接組合員に共済金をそのまゝ拂つてしまふというわけにも参りません。従つてさういふ場合には、必ず計算の内容を明確にした書類を農家に渡すように、さうして共済金は幾らで、組合の借金を幾ら引いて、結局現金が幾ら残る、その現金が協同組合の預金に幾らふえてい

るという明細書を必ず出すようにしてゐるのであります。村々によりましては非常にのんきな村もございまして、さういふ点が、書類としてはそろつてゐるけれども、農家も必ずしもそれを覚えてゐるわけではございせんので、何かしら現金を見たこともなければ、共済金はもつたこともないといつたふうに言われることが多いのではないかと考へてゐるのであります。但し御指摘のやうな点がまつたくなつたといふ保証はできませんので、さういふ点がないやうに、私どもも今後は組合の監査について十分努力したいと考へております。

○吉川委員 局長の今の御説明では、たいへん行き届いたやうなやり方が行われてゐるやうに伺えるのでござい

ますが、實際は、政府としてはさういふやうな手続をおやりになつてゐるで

しょうけれども、中間においていつの間にか消えてなくなつてしまふといふ状態で、末端まで届いていないのです。それを届かせるやうに、今後措置を講じていただかなければならない。それからただいままでの共済事業の運用について、組合員である農民から相当批判的な声があります。声だけではな

く、それが行為になつて現れて、共済掛金をかけない。そこで村の組合ではやむを得ず、保険金が来たら掛金と

九

切りかえてしまふというような便宜の措置をとつてゐる。だから組合員は全然共済金の来たことを知らないでゐる。また知らせもしないというようなやり方が事行われてゐるのです。だからそういうようなことであつては、まず／＼共済事業に対して将来禍根を残すだけではなく、暗影を投ずるものであつて、共済事業の発展に大きな影響を及ぼすと思ひますので、そういう点に今後十分御留意願ひしたいと思います。私は先ほどお願いした資料と、それから十三日以後に行われる公聴会の後において、なおつゞ込んだお尋ねをいたしたいと思ひますので、本日はこれをもつて打切りにいたします。

○遠藤委員長代理 残余の質疑は次会にこれを行うことにいたしました。本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三十三分散会